

週休2日確保工事における工事費の積算について

〔発注者指定型・受注者希望型〕

1 積算方法等

対象期間内の現場の閉所状況に応じて、各経費を補正するものとする。

(1) 現場の閉所状況

現場の閉所状況は、次のとおりとする。

4週8休以上

現場閉所率が28.5%(8日/28日)以上の場合

$$\text{現場閉所率} = \frac{\text{対象期間内の現場閉所日数}}{\text{対象期間の日数}} \quad (\%)$$

(2) 補正方法

積算方法毎に対象期間中の現場閉所状況に応じて次のとおり補正を行う。

① 積上げ積算方式及び施工パッケージ型積算方式

各経費に下表の補正係数を乗じるものとする。

経費名		補正係数
		4週8休以上
建設 土木	労務費	1.05
	機械経費(賃料)	1.04
	共通仮設費率	1.04
	現場管理費率	1.06
農業 土木	労務費	1.05
	機械経費(賃料)	1.04
	共通仮設費率	1.04
	現場管理費率	1.09
森林 土木	労務費	1.05
	機械経費(賃料)	1.04
	共通仮設費率	1.04
	現場管理費率	1.06

② 市場単価方式

各工種に下表の補正係数を乗じるものとする。

名称	区分	補正係数
		4週8休以上
鉄筋工		1.05
ガス圧接工		1.04
インターロッキング工	設置	1.02
	撤去	1.05
防護柵設置工 (ガードレール)	設置	1.01
	撤去	1.05
防護柵設置工 (ガードパイプ)	設置	1.01
	撤去	1.05
防護柵設置工 (横断・転落防止柵)	設置	1.04
	撤去	1.05
防護柵設置工(落石防護柵)		1.02
防護柵設置工(落石防止網)		1.03
道路標識設置工	設置	1.01
	撤去・移設	1.04
道路付属物設置工	設置	1.02
	撤去	1.05
法面工		1.02
吹付法砕工		1.03
鉄筋挿入工(ロックボルト工)		1.03
道路植栽工	植栽	1.05
	剪定	1.05
公園植栽工		1.05
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.04
橋面防水工		1.02
薄層カラー舗装工		1.01
グルーピング工		1.01
軟弱地盤処理工		1.02
コンクリート表面処理工 (ウォータージェット工)		1.01

③ 土木工事標準単価方式

「土木工事設計単価」に掲載する4週8休以上の補正単価を基に積算するものとする。

## 2 当初(発注)時の積算

### (1) 発注者指定型

4週8休以上の経費の補正を行い、工事費を積算する。

### (2) 受注者希望型

経費の補正は行わず、工事費を積算する。

## 3 変更(精算)時の積算

変更(精算)時に工事費を積算することを基本とするが、閉所状況を確認でき次第、積算できるものとする。

### (1) 発注者指定型

現場閉所が4週8休に満たない場合、4週8休以上の経費の補正を除いて、工事費を積算する。

### (2) 受注者希望型

4週8休以上の現場閉所を達成した場合、4週8休以上の経費の補正を行い、工事費を積算する。

## 〔受注者希望型(交替制)〕

### 1 積算方法等

対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の休日の確保状況に応じて、各経費を補正するものとする。

#### (1) 技術者及び技能労働者の休日の確保状況

技術者及び技能労働者の休日の確保状況は、次のとおりとする。

4週8休以上

休日率が28.5% (8日/28日) 以上の場合

#### (2) 休日率の計算

##### ① 対象者毎の休日率の計算

対象者毎に休日率を計算する。

なお、下請負人の場合は、下請負契約上の契約工期内とする。

$$\text{対象者の休日率} = \frac{\text{対象期間内の休日日数}}{\text{対象期間の日数}} (\%)$$

② 工事全体での休日率の計算

①により求めた対象者毎の休日率を平均し、工事全体の休日率を計算する。

③ 中抜け期間の除外

以下の期間は、中抜け期間として対象期間の日数から除外する。

- ・他工事に従事している期間
- ・断続的な作業期間の間の期間
- ・長期休業等により出勤できない期間

(3) 補正方法

対象期間内に従事した技術者及び技能労働者の休日の確保状況に応じて次のとおり補正を行う。

① 積上げ積算方式及び施工パッケージ型積算方式

各経費に下表の補正係数を乗じるものとする。

経費名	補正係数
	4週8休以上
労務費	1.05
現場管理費率	1.03

② 土木工事標準単価方式

「土木工事設計単価」に掲載する4週8休以上の補正単価を基に積算するものとする。

2 当初（発注）時の積算

経費の補正は行わず、工事費を積算する。

3 変更（精算）時の積算

変更（精算）時に工事費を積算することを基本とするが、休日の確保状況を確認でき次第、積算できるものとする。

4週8休以上の休日を達成した場合、4週8休以上の経費の補正を行い、工事費を積算する。